

| 航空自衛隊仕様書 | | | | |
|----------------|---------|--|--------------|------------|
| 仕様書の 種類 | 内容による分類 | | 装備品等仕様書 | |
| | 性質による分類 | | 個別仕様書 | |
| 物品番号 | | | 仕様書番号 | |
| 品名 又は 件名 | 軽油課税 | | 松基LPS-P91004 | |
| | | | 承認 | 令和2年 8月 4日 |
| | | | 作成 | 令和2年 8月 4日 |
| | | | 改正 | 令和 年 月 日 |
| | | | | 令和 年 月 日 |
| 作成部 隊等名 | 第4航空団 | | | |

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊松島基地において使用する軽油課税について適用する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

- 1) DSP K 2209E 軽油
- 2) JIS K 2204 軽油
- 3) JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

b) 法令等

- 1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- 2) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）
- 3) 計量法（平成4年法律第51号）

2 製品に関する要求

2.1 規格

調達要領指定書による。

2.2 納入に関する要求

調達要領指定書による。

| | |
|----|------|
| 件名 | 軽油課税 |
|----|------|

2.3 品質管理

調達要領指定書による。

3 品質保証

3.1 提出書類

契約相手方は、軽油社内試験成績書（別紙様式）1部を官側に提出するものとする。

3.2 受領検査

受領検査官は、「品質及び数量」の受領検査を行い合否の判定をするものとする。

4 その他の指示

4.1 基地内共通事項

a) 基地の立ち入り

契約相手方は、基地内規則に従い基地に出入門するものとし、かつ、基地立ち入り場所の制限等については、受領検査官の指示に従うものとする。

b) 基地内の車両運行

契約相手方は、基地規則に従い基地内車両運行をするものとする。

4.2 その他の指示

a) 保証

本件において、故意又は過失により施設等に損害、損傷を与えた場合は、契約相手方が原状に復するものとする。

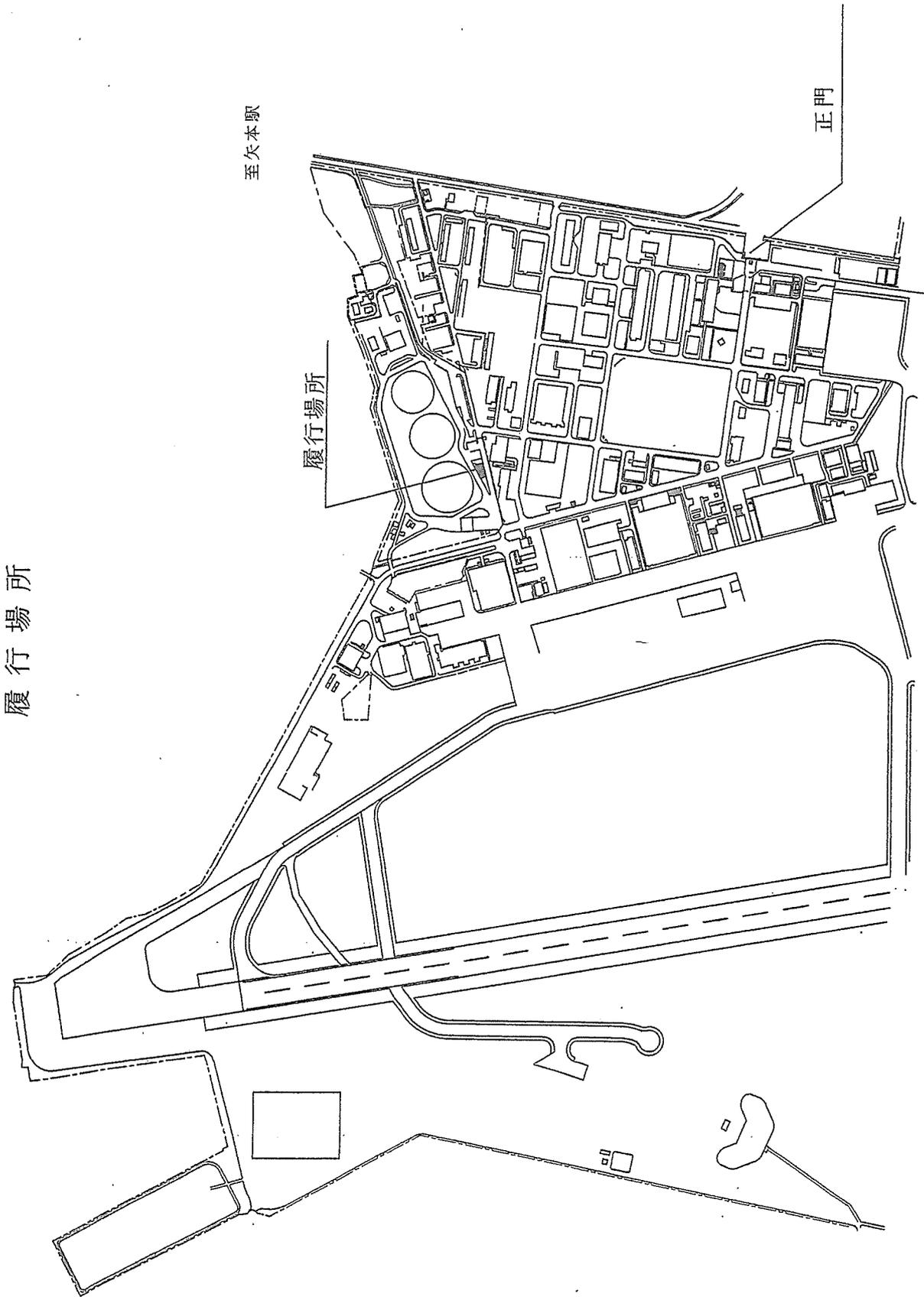
b) 疑義

契約相手方は、本仕様書に明示されていない事項、不明な事項及び疑義が生じた場合については、都度、受領検査官等と協議し、その指示を受けるものとする。

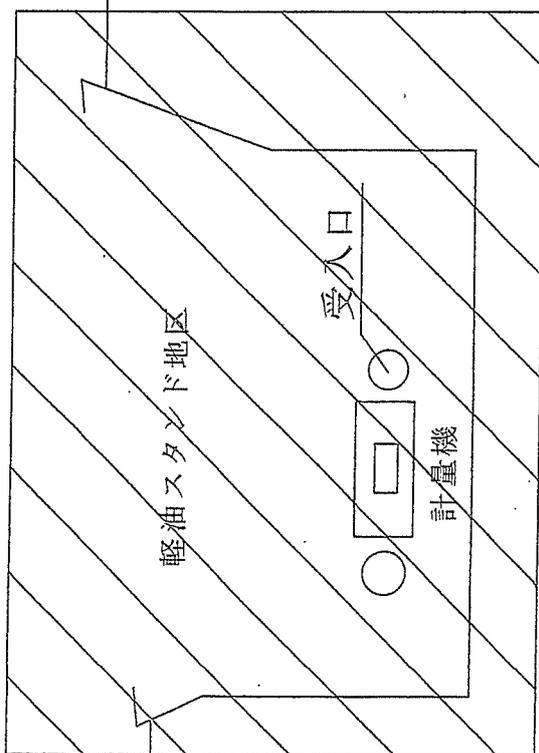
調達要領指定書

| | | |
|--|--------------|----------------|
| 調達要領指定書 | 調達要求番号 | P6軽油 XX30091-1 |
| | 調達要求年月日 | 令和 7年 2月 18日 |
| | 作成部隊等名 | 第4航空団 |
| | 作成年月日 | 令和 2年 8月 4日 |
| 品名 | 軽油課税 | |
| 仕様書番号 | 松基LPS-P91004 | |
| <p>指定事項</p> <p>物品番号：9140-002-9692-5</p> <p>品名：軽油3号</p> <p>契約数量：24,000L</p> <p>2.1 規格</p> <p>DSP K 2209E</p> <p>2.2 納入に関する要求</p> <p>a) 納入区分</p> <p>バルク収め</p> <p>b) 納入要領</p> <p>1) 契約相手方は、計量法に基づく基準に適合した計量機を備えるタンクローリー等により納入するものとする。</p> <p>2) 納入場所は、官側が指定する場所（付図第1、第2）とする。</p> <p>3) 契約相手方は、納入日について官側と協議した後、納入するものとする。分納の場合も同様とする。</p> <p>2.3 品質管理</p> <p>a) 契約相手方は、DSP K 2209 E-5. 2に基づく成績書等により品質管理するものとする。また、石油製油所が発簡した成績書も同様のものとする。</p> <p>b) 成績書等により品質管理及び品質保証がなされている場合は、その成績書等を提出書類とするものとする。</p> | | |

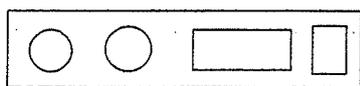
航空自衛隊松島基地



履行（納入）場所細部



履行（納入）場所：軽油地下タンク



至 ファイルスタンダード門

地燃門

タンクローリー等の進入は、官側の誘導によるものとする。

別紙様式

軽油 号社内試験成績書 (基準)

数量(検査/契約) ○KL/○KL 試験年月日 ○○年○○月○○日
 納入場所 航空自衛隊松島基地 試験場所 ○○○○○○
 試験担当責任者 ○○○○
 契約者住所 ○○○○
 会社名 ○○○○
 代表者名 ○○○○ 印

| 試験項目 | 規格 | 社内試験成績 | 試験方法 |
|------------------------------|----|--------|--------------|
| | 等級 | | |
| 10%残油の残留炭素分質量% | 以下 | ○○ | JIS K 2270 |
| セタン指数 | 以上 | ○○ | JIS K 2280 |
| 密度 (15°) g/cm ³ | 以下 | ○○ | JIS K 2249 |
| 蒸留性状90% 留出温度℃ | 以下 | ○○ | JIS K 2254 |
| 引火点℃ | 以下 | ○○ | JIS K 2265 |
| 動粘度 (30℃) mm ² /s | 以下 | ○○ | JIS K 2283 |
| 流動点℃ | 以下 | ○○ | JIS K 2269 |
| 目詰まり点℃ | 以下 | ○○ | JIS K 2288 |
| 硫黄分質量% | 以下 | ○○ | JIS K 2541 |
| 総発熱量 kJ/kg | ℃ | ○○ | JIS K 2265-3 |
| | | | |

注：セタン指数は、セタン価を用いることもできる。

備考：製造場所 ○○○○

試料採取場所及びタンク番号 ○○○○

密度測定年月日 ○○○○

本様式は基準であり、調達要領指定書2.3bに示す品質保証が確認できる様式の場合、契約相手方が示す様式を受領検査官等の了承により提出書類と見なすものとする。

防衛省仕様書改正票

軽油

(DIESEL FUEL)

D S P
K 2209E(1)

制定 昭和48. 3. 30

改正 平成25. 3. 26

この改正票は、DSP K 2209E(軽油)についてのものであり、DSP
K 2209Eと併用される。

1.4 a) 規格中

“JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“JIS K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法

JIS K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひよう法

JIS K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法

JIS K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表”に

改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”を

“測定結果は、JIS K 2249-1、JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K
2249-4によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”に改める。

防衛省仕様書

D S P

K 2 2 0 9 E

軽 油

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(DIESEL FUEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1-種類

| 種 類 | 物 品 番 号 | 納入区分 | 注 記 |
|-----------------|-----------------|------|---|
| 特1号 | 9140-418-3184-5 | バルク | J I S K 2 2 0 4の特1号のもの。 |
| | 9140-418-3185-5 | ドラム | |
| 特1号(免税) | 9140-165-6723-5 | バルク | |
| | 9140-165-6724-5 | ドラム | |
| 1号 | 9140-299-0202-5 | バルク | J I S K 2 2 0 4の1号のもの。 |
| | 9140-299-0203-5 | ドラム | |
| 1号(免税) | 9140-165-6725-5 | バルク | |
| | 9140-165-6726-5 | ドラム | |
| 2号 | 9140-002-9691-5 | バルク | J I S K 2 2 0 4の2号のもの。 |
| | 9140-001-9415-5 | ドラム | |
| 2号(免税) | 9140-165-6727-5 | バルク | |
| | 9140-165-6728-5 | ドラム | |
| 2号(艦船用) (免税) | 9140-317-1953-5 | バルク | 引火点, 流動点, 蒸留性状90%留出温度及び目詰まり点を除き, J I S K 2 2 0 4の2号のもの。 |
| 3号 | 9140-002-9692-5 | バルク | J I S K 2 2 0 4の3号のもの。 |
| | 9140-001-9414-5 | ドラム | |
| 3号(免税) | 9140-165-6729-5 | バルク | |
| | 9140-165-6730-5 | ドラム | |
| 4号 | 9140-002-9693-5 | バルク | J I S K 2 2 0 4の特3号のもの。 |
| | 9140-001-9413-5 | ドラム | |
| 4号(免税) | 9140-165-6731-5 | バルク | |
| | 9140-165-6732-5 | ドラム | |

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

JIS K 2204 軽油

JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容積換算表

NDS Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

DSP Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

a) 特1号及び特1号(免税)は、JIS K 2204の特1号による。

b) 1号及び1号(免税)は、JIS K 2204の1号による。

c) 2号及び2号(免税)は、JIS K 2204の2号による。

d) 2号(艦船用)(免税)は、JIS K 2204の2号による。ただし、引火点は61℃を超えるものとし、流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き、流動点は-5℃以下、目詰まり点は-2℃以下とする。また、蒸留性状90%留出温度は360℃以下とする。

e) 3号及び3号(免税)は、JIS K 2204の3号による。

f) 4号及び4号(免税)は、JIS K 2204の特3号による。

3 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。